

豊中市危険物事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。）及び豊中市危険物規制規則（昭和55年豊中市規則第18号。以下「規則」という。）に基づく危険物の規制に関する事務の処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱による用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 電算処理とは、届出、申請、許可等にかかる事務及び危険物施設等の情報を消防OAシステムで処理することをいう。
- (2) 危険物施設台帳とは、電算処理した危険物施設に関する情報を記録したものをいう。
- (3) 別記様式とは、規則第23条の規定に基づく申請書等の様式をいう。
- (4) 届出受理済の印とは、規則に規定する第3号様式の印をいう。

(危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請)

第3条 規則第2条第1項に定める仮貯蔵・仮取扱いの申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防署長（以下「署長」という。）は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、火災予防上支障がないと認めるときは、仮貯蔵・仮取扱審査書（様式第1号）を作成し、承認指令書（別記様式第2号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

- (3) 第1号の審査及び調査の結果、火災予防上支障があると認めるときは、仮貯蔵・仮取扱審査書を作成し、不承認指令書（別記様式第3号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（設置又は変更の許可申請）

第4条 規則第3条第1項に定める製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更許可の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、政令及び府令に定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に適合していると認めるときは、製造所等審査書（様式第2号）及び許可後の手続書（様式第3号）を作成し、許可指令書（別記様式第4号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所等審査書を作成し、不許可指令書（別記様式第5号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（軽微な変更の届出）

第5条 規則第4条の規定により、軽微な変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出にかかる電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に届出受理済の印を押して、届出者に交付する。
- (3) 第1号の届出書には、軽微な変更作業明細書（様式第4号）及び関係図書を添付させる。

（仮使用承認の申請）

第6条 規則第6条に定める仮使用承認の申請があったとき

は、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、火災予防上支障がないと認めるときは、製造所等仮使用審査書（様式第5号）を作成し、承認指令書（別記様式第8号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、火災予防上支障があると認めるときは、製造所等仮使用審査書を作成し、不承認指令書（別記様式第9号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（完成検査前検査の申請）

第7条 法第11条の2第1項の規定により、製造所等における完成検査前検査（水張検査又は水圧検査に限る。以下「タンク検査」という。）の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、申請書に基づきタンク検査を実施する。
- (2) 前号の検査の結果、法第10条第4項の技術上の基準に適合していると認めるときは、タンク検査調査書（様式第6号）を作成し、タンク検査済証（府令第6条の4の様式）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 第1号の検査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、タンク検査調査書を作成し、タンク検査不適合通知書（様式第7号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（完成検査の申請）

第8条 法第11条第5項の規定により、製造所等の完成検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、許可申請書に基づき完成検査を実施する。
- (2) 前号の検査の結果、技術上の基準に適合していると認め

るときは、危険物施設台帳にかかる電算処理後、製造所等完成検査調査書（様式第8号）を作成し、完成検査済証（府令第6条の様式）は電算処理を行い、申請者に交付する。

- (3) 第1号の検査の結果、技術上の基準に適合していないと認められるときは、製造所等完成検査調査書を作成し、製造所等完成検査不適合通知書（様式第9号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第9条 規則第8条に定める製造所等の譲渡又は引渡しの届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、譲渡又は引渡しがあったものと認めるときは、届出者に交付する。
- (2) 前号の処理については、届出及び危険物施設台帳にかかる電算処理後行う。

（危険物の品名、数量又は指定数量倍数変更の届出）

第10条 規則第9条に定める危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、技術上の基準に適合していると認めるときは、届出者に交付する。
- (2) 前号の処理については、前条第2号に準じて行う。

（危険物以外の物品の貯蔵の届出）

第11条 政令第26条第1項第1号ただし書の規定により、貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵しようとする者及び当該物品の種類又は最大数量を変更しようとする者は、貯蔵し又は変更しようとする10日前までに、危険物以外の物品貯蔵（変更）届出書（様式第10号）2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、必要があると認めるときは調査を行い、火災予防上安全と認めるときは、

届出書のうち1通に届出受理済の印を押して、届出者に交付する。

(2) 前号の処理については、第9条第2号に準じて行う。

(製造所等の使用の休止又は再使用の届出)

第12条規則第10条の規定により、製造所等の使用の休止又は再使用の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、必要があると認めるときは調査を行い、火災予防上安全と認めるときは、届出者に交付する。

(2) 前号の処理については、第9条第2号に準じて行う。

(製造所等の用途廃止の届出)

第13条規則第11条に定める製造所等の用途廃止の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、火災予防上必要な指示をし、必要があると認めるときは調査を行った後、届出者に交付する。

(2) 前号の処理については、第9条第2号に準じて行う。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

第14条規則第12条に定める危険物保安監督者の選任又は解任の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出者に交付する。

(2) 前号に定める届出書には、実務経験証明書(様式第11号)を添付させる。

(3) 第1号の処理については、第9条第2号に準じて行う。

(危険物取扱責任者の選任又は解任の届出)

第15条 予防課長は、規則第13条の規定により、危険物取扱責任者の選任又は解任の届出があったときは、前条第1号及び第3号に準じて処理するものとする。

(危険物施設保安員の選任又は解任等の届出)

第16条 予防課長は、規則第14条に定める届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 規則第14条第1項第1号に定める危険物施設保安員の選任又は解任の届出又は同項第3号に定める製造所等関係者の住所又は氏名の変更の届出があったときは、第14条第1号及び第3号に準じて処理する。
- (2) 規則第14条第1項第2号に定める製造所等管理権委託の届出があったときは、第9条に準じて処理する。
- (3) 規則第14条第2項に定める火気使用工事の届出があったときは、第5条第1号及び第2号に準じて処理する。

(予防規程認可の申請等)

第17条 規則第15条に定める予防規程認可の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理をする。
 - (2) 前号の審査の結果、法第10条第3項に定める技術上の基準に適合し、かつ、火災予防上適当であると認めるときは、予防規程認可審査書(様式第12号)を作成し、認可指令書(別記様式第16号)は電算処理を行い、申請者に交付する。
 - (3) 第1号の審査の結果、法第10条第3項に定める技術上の基準に適合していないとき、その他火災予防上適当でないとき、予防規程認可審査書を作成し、不認可指令書(別記様式第17号)は電算処理を行い、申請者に交付する。
- 2 危険物保安監督者の職務を代行する者を選任又は解任したときは、遅滞なく危険物保安監督者職務代行者選任(解任)届出書(様式第13号)2通を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の届出があったときは、次により処理するものとする。
- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出書のうち1通に届出受理済の印を押して、届出者に交付する。

(2) 前号の処理については、第14条第2号及び第3号に準じて行う。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間の延長申請等)
第18条規則第15条の2第1項に定める休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、保安上支障がないと認めるときは、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長審査書（様式第14号）を作成し、承認指令書（別記様式第18号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、保安上支障があると認めるときは、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長審査書を作成し、不承認指令書（別記様式第19号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

2 規則第15条の2第4項の規定により、休止中の地下貯蔵タンク等の再開の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、必要があると認めるときは調査を行い、火災予防上安全と認めるときは、届出者に交付する。
- (2) 前号の届出書には、関係図書を添付させる。
- (3) 第1号の処理については、第9条第2号に準じて行う。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長申請等)
第19条規則第15条の3第1項に定める休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請にかかる電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
 - (2) 前号の審査及び調査の結果、保安上支障がないと認めるときは、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長審査書（様式第15号）を作成し、承認指令書（別記様式第21号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
 - (3) 第1号の審査及び調査の結果、保安上支障があると認めるときは、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長審査書を作成し、不承認指令書（別記様式第22号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- 2 規則第15条の3第4項の規定により、休止中の地下埋設配管の再開の届出があったときは、前条第2項に準じて処理するものとする。

（災害発生の届出）

第20条規則第16条の規定により、製造所等において災害発生の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、火災予防上必要な指示をし、災害発生状況等の調査を行った後、届出にかかる電算処理をする。
- (2) 前号の処理後、危険物施設台帳にかかる電算処理をする。

（許可申請等取下げの申請）

第21条規則第18条の規定により、許可申請等取下げの申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、第4条、第6条、第7条及び第17条に定める許可申請等取下げの申請があったときは、当該申請にかかる電算処理をする。
- (2) 署長は、第3条に定める承認申請取下げの申請があったときは、前号により処理する。
- (3) 前各号の処理後、許可申請書等のうち1通を申請者に返付する。

(完成検査済証等再交付の申請)

第22条 政令第8条第4項の規定により、完成検査済証の再交付の申請があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、再交付の必要があると認めるときは、申請にかかる電算処理後、完成検査済証等再交付簿(様式第16号)により完成検査済証を作成し、申請者に交付する。

(2) 前号に定める完成検査済証には、右上部に「再」と朱書のうえ、検査年月日の下部に再交付年月日を記載する。

2 規則第19条の規定により、タンク検査済証の再交付の申請があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、前項第1号に準じて処理する。

(2) 前号に定めるタンク検査済証は、次により作成する。

ア タンク検査済証(正)

タンク検査済証(正)の右上部に「再」と朱書のうえ、タンク検査年月日の下部に再交付年月日を記載する。

イ タンク検査済証(副)

タンク検査済証(副)の検査行政庁名の左部に「再」の刻印を押す。

(移動タンク貯蔵所の変更許可の通知)

第23条 消防長は、第4条に定める他許可行政庁から転入する移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可及び第8条に定める完成検査後、変更前の許可行政庁に対して移動タンク貯蔵所変更許可通知書(様式第17号)により通知するものとする。

2 他許可行政庁より前項の通知があったときは、通知にかかる電算処理を行うものとする。

(特例適用の届出)

第24条 政令(政令第9条第1項第1号、第2号、政令第11条第1項第1号の2各号及びこれを準用するものに限る。)のただし書又は政令第23条の規定による特例を受けようとする者は、危険物基準の特例適用願出書(様式第18号)2

通を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の願出があったときは、次により処理するものとする。
 - (1) 消防長は、当該願出の内容を審査し、願出にかかる電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
 - (2) 前号の審査及び調査の結果、火災予防上安全と認めるときは、第5条第2号に準じて処理する。

(証明書交付願の届出)

第25条許可、検査及び危険物施設台帳により認められた事項について、関係者が証明を受けようとするときは、証明書交付願出書(様式第19号)2通を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の願出があったときは、次により処理するものとする。
 - (1) 予防課長は、当該願出の内容を審査し、届出証明が必要と認めるときは、提出先の所定の用紙のうち1通に証明印を押して、届出者に交付する。
 - (2) 前号の処理について手数料条例にかかるものにあつては、手数料を徴収する。
 - (3) 第1号の処理については、第9条第2号に準じて行う。

(国家公安委員会等への通報)

第26条予防課長は、法第11条第7項(法第11条の4第3項において準用する場合を含む。)に基づく国家公安委員会等への製造所等の許可等の通報について、該当事項があれば翌月10日までに大阪府公安委員会へ通報する。

- 2 予防課長は、危険物に係る事故の報告については、報告の期日を年4回に分け、第1四半期(1月1日から3月31日まで)に発生した事故は4月30日までに、第2四半期(4月1日から6月30日まで)に発生した事故は7月31日までに、第3四半期(7月1日から9月30日まで)に発生した事故は10月31日までに、第4四半期(10月1日から12月31日まで)に発生した事故は翌年1月31日までに、危険物に係

る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム（以下「オンライン処理システム」という。）により登録を行い、大阪府政策企画部危機管理室へ通報する。

- 3 予防課長は、危険物に係る事故のうち、明らかに危険物施設から発生した事故と確定できる場合は、覚知から1週間以内にオンライン処理システムにより速報対応業務の登録を行い、大阪府政策企画部危機管理室へ通報する。

（在庫管理等計画書の届出）

第27条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定により関係者が地下貯蔵タンク等の漏れ点検にかかる届出をしようとするときは、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（様式第20号）2通を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出があったときは、次により処理するものとする。
 - (1) 予防課長は、当該届出の内容を審査し、在庫管理が適正に行われると認めるときは、届出書のうち1通に届出受理済の印を押して、届出者に交付する。
 - (2) 前号の処理については、第9条第2号に準じて行う。

（施行細目）

第28条 この要綱の施行について必要な事項は、予防課長が定める。

附 則

（平成18年10月20日豊消予第40号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則

（平成23年5月2日豊消予第6号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則

(平成27年3月25日豊消予第224号消防長通知)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(平成28年3月15日豊消予第201号消防長通知)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号

仮貯蔵・仮取扱 審 査 書		決 裁 欄	
受 理 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	
仮貯蔵・仮取扱の別		仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱	
冊 罫 罫	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所		豊中市	
仮貯蔵・仮取扱 の期間		年 月 日から 年 月 日までの 日間	
年 月 日、審査及び調査の結果、火災予防上支障ないものと認め られますので、仮貯蔵・仮取扱いを承認してよろしいか。			
年 月 日、審査及び調査の結果、次の理由により仮貯蔵・仮取扱いを 不承認としてよろしいか。 (不承認理由)			
(この欄に記入できない場合は、別紙とする。)			
承 認 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	
不承認年月日番号		年 月 日 第 号	
手 交 年 月 日 氏 名		年 月 日 氏名	

様式第2号

製造所等 審査書		決 裁 欄						
受理年月日番号		年 月 日 第 号						
製造所等の区分						設置又は変更の別	設置・変更	
申請者	住 所							
	氏 名							
受審者	住 所							
	氏 名							
設 置 場 所		豊中市						
製 造 所 等 地 域 別		防火地域別			用途地域			
		防火・準防火・指定無			第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・無指定			
消防同意年月日番号		年 月 日 第 号						
類 別		1	2	3	4	5	6	合 計
倍 数								
設 置 ・ 変 更 の 概 要								
<p>年 月 日、審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認められますので、許可してよろしいか。</p> <p>年 月 日、審査及び調査の結果、次の理由により、不許可としてよろしいか。 (不許可理由) (この欄に記入できない場合は、別紙とする。)</p>								
許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号						
不 許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号						
手 交 年 月 日 氏 名		年 月 日 氏 名						

様式第 3 号

関係法令に基づく許可後の手続

<p>この危険物製造所、貯蔵所、取扱所については、工事の進行に応じて下記○印の届出又は申請を豊中市長あて 2 通提出して下さい。</p>
<p>1 危険物貯蔵タンクについては、次の検査を行いますから完成検査前検査申請書を消防局へ提出して下さい。</p> <p>(1) 水張検査 (2) 水圧検査 (kPa) 豊中市以外で検査を実施した場合は、「タンク検査済証」の正本を完成検査前に提出して下さい。</p>
<p>2 固定消火設備、自動火災報知設備及び誘導灯の工事に着手する場合は、その 10 日前までに消防用設備等着工届出書等を、工事が完了した場合は、その日から 4 日以内に消防用設備等設置届出書を消防局へ提出して下さい。</p>
<p>3 工事が完了したとき、完成検査を行いますから、使用する前に完成検査申請書を消防局へ提出して下さい。</p>
<p>4 完成検査申請書を提出する前に、予防規程を作成し認可申請書を消防局へ提出して下さい。</p>
<p>5 完成検査に合格すれば使用する前に、次の届出書を消防局へ提出して下さい。</p> <p>(1) 危険物保安監督者選任届出書 (2) 危険物取扱責任者選任届出書 (3) 危険物施設保安員選任届出書 (4) 危険物保安監督者職務代行者選任届出書</p>
<p>6 この製造所、貯蔵所、取扱所の地下貯蔵タンク又は地下埋設配管が、次の工程に達したときは、検査を行いますから消防局へ連絡して下さい。</p> <p>(1) 配筋 (2) タンクの据付 (3) タンクの外面保護 (4) 埋設配管</p>

様式第 4 号

軽微な変更作業明細書

作 業 の 内 容		
火気取扱状況	火気の種類	
	火気取扱場所	
	火気取扱時間	
作 業 工 程		
危険物取扱状況		
安 全 対 策		
消火及び警報設備		
危険物保安監督者 又は危険物取扱者		
施工業者名及び 作業等責任者名		(電話)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4すること。

様式第5号

製造所等
仮使用審査書

決 裁 欄

受理年月日番号		年 月 日 第 号
製造所等の区分		
申請者	住 所	
	氏 名	
製造者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		豊中市
変更許可申請年月日		年 月 日 第 号
変更許可年月日番号		年 月 日 第 号
<p>年 月 日、審査及び調査の結果、火災予防上支障ないものと認められますので、承認してよろしいか。</p>		
<p>年 月 日、審査及び調査の結果、次の理由により、不承認としてよろしいか。 (不承認理由)</p> <p>(この欄に記入できない場合は、別紙とする。)</p>		
承認年月日番号		年 月 日 第 号
不承認年月日番号		年 月 日 第 号
手交年月日・氏名		年 月 日 氏名

様式第6号

タンク検査
調査書

決 裁 欄

受理年月日番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	豊中市・他市
住 所	
氏 名	
検 査 場 所	豊中市
設置又は変更の許可番号	
検 査 の 種 類	水 張・水 圧 (検査圧力 (kPa))
<p>年 月 日、検査の結果、技術上の基準に適合していると認められますので、タンク検査済証を交付してよろしいか。</p>	
<p>年 月 日、検査の結果、次の理由により、危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書を交付してよろしいか。 (不適合理由)</p>	
検 査 番 号	第 号
不適合通知番号	第 号
手交年月日・氏名	年 月 日 氏名

様式第7号

タンク検査不適合通知書

豊中市指令消第 号

年 月 日 第 号で申請のあった
タンクについて検査を行った結果、
次の理由により検査済証を交付できない。

記

年 月 日

豊中市長 氏 名 印

教示 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に豊中市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号

製造所等完成 検査調査書		決 裁 欄	
受理年月日番号		年 月 日 第 号	
製造所等の区分			
設置又は変更の許可 年月日及び番号		年 月 日 第 号 (設置・変更)	
申請者	住 所		
	氏 名		
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所		豊中市	
<p>年 月 日、検査の結果、技術上の基準に適合していると認められますので、完成検査済証を交付してよろしいか。</p>			
<p>年 月 日、検査の結果、次の理由により、製造所等完成検査不適合通知書を交付してよろしいか。 (不適合理由)</p> <p>(この欄に記入できない場合は、別紙とする。)</p>			
検 査 番 号		第 号	
不 適 合 通 知 番 号		第 号	
手交年月日・氏名		年 月 日 氏名	

危険物製造所等完成検査不適合通知書

豊中市指令消第 号

年 月 日豊中市指令消第 号 許可

の完成検査を行った結果、次の理由により
完成検査済証を交付できない。

記

年 月 日

豊中市長 氏 名 印

教示 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に豊中市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号

危険物以外の物品貯蔵(変更)届出書

年 月 日			
豊中市長		様	
届出者			
住所		(電話)	
氏名			印
設置者	住所		
	氏名		
設置場所	豊中市		
貯蔵所の区分			
設置許可年月日	年 月 日	設置許可番号	第 号
危険物以外の物品名		数 量	
貯蔵期間	年 月 日から		年 月 日まで
変更内容			
その他必要な事項			
※ 受付欄	※ 経過欄		

- 備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 1 1 号

実務経験証明書

氏 名	(年 月 日生)		
取り扱った危険物	類 別	第 類	品 名
取り扱った期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月)		
製造所等の区分 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所		
上記のとおり相違ないことを証明します。 証明年月日 年 月 日 事業所名 所在地 証明者 職名 氏名 印 電話			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12号

予防規定認可
審査書

決 裁 欄

受理年月日番号	年 月 日 第 号						
製造所等の区分		制定又は変更の別				制定・変更	
冊 番 号	住 所						
	氏 名						
冊 番 号	住 所						
	氏 名						
設 置 場 所	豊中市						
類 別	1	2	3	4	5	6	合 計
倍 数							
<p>年 月 日、審査の結果、技術上の基準に適合し、その他火災予防上適当と認められますので、認可してよろしいか。</p>							
<p>年 月 日、審査の結果、次の理由により、不認可としてよろしいか。 (不認可理由)</p> <p>(この欄に記入できない場合は、別紙とする。)</p>							
認 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号						
不 認 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号						
手 交 年 月 日 氏 名	年 月 日 氏名						

様式第13号

危険物保安監督者職務代行者選任・解任届出書

年 月 日			
豊中市長		様	
届出者			
住所		(電話)	
氏名		印	
設置許可年月日	年 月 日	設置許可番号	第 号
設置場所	豊中市		
給油取扱所名			
区 分	選 任	解 任	
保安監督者職務代行者	氏 名		
	危険物取扱者免状の種類		
	選任・解任年月日	年 月 日	年 月 日
※ 受付欄	※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第14号 休止中の地下貯蔵タンク 又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長審査書

決 裁 欄

受理年月日番号	年 月 日 第 号		
製造所等の区分		貯蔵所又は取扱所の区分	
冊 購 味	住 所		
	氏 名		
冊 購 味	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所	豊中市		
対象となる地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの種類・本数	鋼製一重殻タンク		本
	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク		本
	強化プラスチック製二重殻タンク		本
休 止 の 概 要			
<p>年 月 日、審査及び調査の結果、保安上支障ないものと認められますので、承認してよろしいか。</p>			
<p>年 月 日、審査及び調査の結果、次の理由により、不承認としてよろしいか。 (不承認理由)</p> <p>(この欄に記入できない場合は、別紙とする。)</p>			
承認年月日番号	年 月 日 第 号		
不承認年月日番号	年 月 日 第 号		
手交年月日・氏名	年 月 日 氏名		

様式第15号

休止中の地下埋設配管
の漏れの点検期間延長
審査書

決 裁 欄

受理年月日番号		年 月 日 第 号	
製造所等の区分		貯蔵所又は 取扱所の区分	
申請者	住 所		
	氏 名		
設置者	住 所		
	氏 名		
設置場所	豊中市		
対象となる 地下埋設配管の種類	注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管		
休 止 の 概 要			
<p>年 月 日、審査及び調査の結果、保安上支障ないものと認められますので、承認してよろしいか。</p> <p>年 月 日、審査及び調査の結果、次の理由により、不承認としてよろしいか。 (不承認理由)</p> <p>(この欄に記入できない場合は、別紙とする。)</p>			
承認年月日番号	年 月 日 第 号		
不承認年月日番号	年 月 日 第 号		
手交年月日・氏名	年 月 日 氏名		

様式第16号

完成検査済証等再交付簿

受理年月日	年 月 日	決裁欄	
再交付年月日	年 月 日		
再交付件名	完成検査済証・タンク検査済証（正・副）		
申請者	住 所		
	氏 名		
設置者	住 所		
	氏 名		
検査年月日	完成検査年月日番号	年 月 日	第 号
	タンク検査年月日番号	年 月 日	第 号
申請理由			

受理年月日	年 月 日	決裁欄	
再交付年月日	年 月 日		
再交付件名	完成検査済証・タンク検査済証（正・副）		
申請者	住 所		
	氏 名		
設置者	住 所		
	氏 名		
検査年月日	完成検査年月日番号	年 月 日	第 号
	タンク検査年月日番号	年 月 日	第 号
申請理由			

様式第 17 号

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

豊 消 予 第 号
年 月 日

様

豊 中 市 消 防 長 貴 行

政庁の設置（変更）許可に係る次表の第 1 欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表第 2 欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

記

		第 1 欄	第 2 欄
許可行政庁名			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設置・変更許可 年月日（番号）		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
完成検査年月日 （番号）		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
譲渡引渡届出書 受 理 年 月 日			年 月 日
その 他 必 要 な 事 項			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 設置者の項の第 2 欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われるものである場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。

様式第18号

危険物基準の特例適用願出書

年 月 日	
豊中市長 様	
願出人 住所 _____	
氏 名 _____ 印	
願 出 事 項	
願 出 理 由	
特例適用を受ける ために講じた措置	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第19号

証明書交付願出書

年 月 日	
豊中市長 様	
願出人	
住所 _____	
氏名 _____ 印	
証明書の種別	
証明書を必要とする理由	
証明書提出先	
※受付欄	※手数料

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第20号

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

豊中市長		様		年	月	日
届出者		住所		(電話)		
氏名				印		
設置者	住所	氏名				
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分				
設置の許可年月日 及び許可番号		年	月	日	第	号
設置場所						
在庫管理に従事する者の 職務及び組織						
在庫管理に従事する者に 対する教育						
在庫管理の方法						
危険物の漏れが確認され た場合に取りべき措置						
その他必要な事項						
※ 受付欄			※ 経過欄			

- 備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。